

●香川県告示第572号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定に基づき、平成20年12月17日指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
さぬき空港公園	高松市造園事業協同組合 高松市鬼無町鬼無741番地1	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで
土器川公園	丸亀市 丸亀市大手町2丁目3番1号	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで